



**労働者の職業生活設計に即した
自発的な職業能力の開発及び
向上を促進するために
事業主が講ずる措置に関する指針**

平成13年9月12日
厚生労働省告示第296号

第一 趣旨

この指針は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第10条の3及び第10条の4の規定によりその雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

第二 法第10条の3第1号に関する事項（情報の提供、相談の機会の確保その他の援助）

事業主は、労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、次のような情報の提供、相談の機会の確保その他の援助に努めること。

1 労働者に対して、次に掲げる情報その他の職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報を提供すること。その際には、情報伝達のための各種の手段を活用すること等により、公平かつ効果的な提供を行うようにすること。

- (1) 職務等の内容及びその遂行に必要な職業能力に関する情報
- (2) 労働者の配置に係る基本の方針及びその運用状況に関する情報
- (3) 人材育成に係る基本の方針及びこれに基づき行う職業訓練、職業能力検定等に関する情報

2 労働者に対して、次に掲げる相談の機会の確保その他の援助（以下「キャリア・コンサルティング」という。）を行うこと。

- (1) 労働者自らの職業経験及び適性に関する十分な理解を促進すること。その際、労働者の希望等に応じ、キャリアシートへの記入に係る指導その他の労働者自らの取組を容易にするための援助を行うこと。
- (2) 労働者自らの職業生活設計及びこれに基づく実務の経験、職業訓練の受講、職業能力検定の受検等を容易にするための相談の機会の確保を行うこと。

3 キャリア・コンサルティングを適切かつ効果的に行うため、次のような措置を講ずること。

- (1) キャリア・コンサルティングを定期的に行うこと。
- (2) 実習等を通じた職務の体験機会の確保等により職務に対する理解を促進すること。
- (3) キャリア・コンサルティングを行うに当たって、職業能力検定の結果を適切に活用すること。また、労働者がキャリア・コンサルティングに必要な職業能力評価を受けることについて、必要な援助を行うこと。
- (4) キャリア・コンサルティングを担当する者にその能力の向上に資するための講習等を受けさせること。
- (5) キャリア・コンサルティングに関する専門的な知識及び技能を有する者並びにキャリア・コンサルティングの専門的サービスを提供する機関の効果的な活用を図ること。
- (6) キャリア・コンサルティングの過程で知り得た労働者の個人情報適正に管理すること。

第三 法第10条の3第2号に関する事項（労働者の配置その他の雇用管理についての配慮）

事業主は、労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について、次のように配慮すること。

1 労働者の配置その他の雇用管理に関する取扱いを決定し、又は実施する場合には、当該労働者の職業生活設計に即した実務経験の機会の確保に配慮すること。

2 必要に応じて、社内公募制等の導入その他の労働者の自発性、適性及び能力を重視した的確な配置及び処遇上の配慮が可能となる制度の整備を図ること。

- 3 職業訓練等を通じて開発及び向上が図られた職業能力の有効活用を図るため、当該職業能力の十分な発揮が可能となるよう職務への配置等について配慮すること。

第四 法第10条の4第1項第1号に関する事項（休暇の付与）

事業主は、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇（以下「休暇」という。）の付与を効果的に行うため、次のように配慮すること。

- 1 労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画において対象労働者、教育訓練の範囲等を明記し、その内容を労働者に周知すること等により、休暇の活用の促進を図ること。
- 2 教育訓練の受講のための休暇のほか、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受けるための休暇、自己啓発を目的としたボランティア体験等のための休暇等労働者自らによる多様な職業能力開発の促進に資する休暇を与えるよう配慮すること。
- 3 休暇の付与の対象となる教育訓練等の範囲について、労働者の希望及び適性に応じた多様な選択が可能となるよう、配慮すること。
- 4 長期にわたる休暇について、キャリア・コンサルティングとの組合せ、定期的に付与する仕組みの導入等その効果的な付与に配慮すること。

第五 法第10条の4第1項第2号に関する事項（教育訓練等を受ける時間の確保）

事業主は、始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を効果的に確保するために必要な措置を講ずるに当たって、次の事項に配慮すること。

- 1 労働者が受講を希望する教育訓練の実施時間と就業時間とが重複する場合等について、始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮、時間外労働の制限等の適切な措置を講ずること。
- 2 1の措置について、労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画に明記すること、その内容を労働者に周知すること等により、その活用の促進を図ること。

第六 その他

- 1 事業主は、職業能力開発推進者を適切に選任するとともに、事業内職業能力開発計画の実施に当たっての権限を委任する等により、職業能力開発推進者の積極的な活用を図ること。
- 2 事業主は、キャリア・コンサルティングを担当する者に対し、職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために当該事業主が講ずる措置について意見を述べる機会を与えるよう努めること。
- 3 事業主は、キャリア・コンサルティングの実施に関する技術的な助言、キャリア形成促進助成金その他の支援措置等の効果的な活用を図ること。
- 4 事業主は、第2の1に掲げる情報について、可能な限り、求職者に対しても提供するよう努めること。
- 5 事業主は、その雇用する労働者の職業能力の開発及び向上が、青年期、壮年期及び高齢期を通じて段階的かつ体系的に行われるよう努めること。

中央職業能力開発協会・都道府県職業能力開発協会とは

中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的に設立された団体です。

中央職業能力開発協会は、事業主がその雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上を促進できるよう「職業能力評価基準」の整備や、「ビジネス・キャリア検定」を実施しています。また、従業員のキャリアデザインをサポートするためのキャリア開発シート「CADS & CADI」を開発し、各都道府県協会と連携しその普及に努めています。

都道府県職業能力開発協会では、厚生労働省の委託を受け、協会内に職業能力開発サービスセンターを設け、働く人々の主体的なキャリア形成の促進と企業の仕組みづくりをお手伝いしています。従業員のキャリア形成については是非とも最寄りの職業能力開発協会をご活用下さい。

中央職業能力開発協会・都道府県職業能力開発協会 連絡先一覧

協会名	電話番号	協会名	電話番号
北海道職業能力開発協会	011 (825) 2385	滋賀県職業能力開発協会	077 (533) 0850
青森県職業能力開発協会	017 (738) 5561	京都府職業能力開発協会	075 (431) 6644
岩手県職業能力開発協会	019 (654) 5427	大阪府職業能力開発協会	06 (6946) 2621
宮城県職業能力開発協会	022 (271) 9260	兵庫県職業能力開発協会	078 (371) 2091
秋田県職業能力開発協会	018 (862) 3510	奈良県職業能力開発協会	0742 (24) 4127
山形県職業能力開発協会	023 (644) 8562	和歌山県職業能力開発協会	073 (425) 4555
福島県職業能力開発協会	024 (525) 8681	鳥取県職業能力開発協会	0857 (22) 3494
茨城県職業能力開発協会	029 (221) 8647	島根県職業能力開発協会	0852 (23) 1755
栃木県職業能力開発協会	028 (643) 7002	岡山県職業能力開発協会	086 (225) 1546
群馬県職業能力開発協会	0270 (23) 7761	広島県職業能力開発協会	082 (245) 4020
埼玉県職業能力開発協会	048 (829) 2801	山口県職業能力開発協会	083 (922) 8646
千葉県職業能力開発協会	043 (296) 1150	徳島県職業能力開発協会	088 (662) 5364
東京都職業能力開発協会	03 (5211) 2350	香川県職業能力開発協会	087 (882) 2854
神奈川県職業能力開発協会	045 (633) 5420	愛媛県職業能力開発協会	089 (941) 5885
新潟県職業能力開発協会	025 (283) 2155	高知県職業能力開発協会	088 (846) 2300
富山県職業能力開発協会	076 (432) 9883	福岡県職業能力開発協会	092 (671) 1238
石川県職業能力開発協会	076 (262) 9020	佐賀県職業能力開発協会	0952 (24) 6408
福井県職業能力開発協会	0776 (27) 6360	長崎県職業能力開発協会	095 (882) 1616
山梨県職業能力開発協会	055 (243) 4916	熊本県職業能力開発協会	096 (384) 1711
長野県職業能力開発協会	026 (234) 9050	大分県職業能力開発協会	097 (542) 3651
岐阜県職業能力開発協会	058 (233) 4777	宮崎県職業能力開発協会	0985 (58) 1570
静岡県職業能力開発協会	054 (345) 9377	鹿児島県職業能力開発協会	099 (226) 3240
愛知県職業能力開発協会	052 (524) 2031	沖縄県職業能力開発協会	098 (862) 4278
三重県職業能力開発協会	059 (228) 2732		

中央職業能力開発協会 キャリア形成推進部支援企画課 03-5800-3494